

## 地域経済の活性化に関する重点提言

活力ある地域を形成し、地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域経済の活性化を図るため、経済成長の更なる推進と経済の好循環を促進すること。

また、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援策を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

2. 企業の地方移転を促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置などの支援策を拡充するとともに、財政措置を講じること。

また、国内産業の流出を防止するため、資金・人材の確保等実効性のある対策を講じること。

3. 観光振興施策に対する支援強化

(1) 観光地としての国際競争力を高めるため、地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

(2) 観光客の受入れに係る観光案内標識の設置及びバリアフリー化の推進など、都市自治体が行う観光振興施策に対する総合的な財政措置を講じること。

(3) 外国人観光客の誘致を促進するため、海外への情報発信を行うとともに、外国人が安心・快適に旅行できるよう外国語表記の観光案内標識の設置をはじめとした環境整備を推進すること。

また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の受入れ強化など外国人観光客の受入れ体制を強化すること。

4. エネルギー施策の促進

(1) 再生可能エネルギー等については、支援制度の拡充など、導入促進に必要な施策を充実するとともに、必要な財政措置を講じること。

- (2) 災害時においてもエネルギーを安定供給するため、必要な体制を整備するとともに、都市自治体が取組む安定的な燃料供給体制の構築に対し、財政措置を講じること。